

医療保険での訪問看護サービスに係る加算同意書

☐ 特別管理加算 [通常：2.500 円, 重度：5.000 円 /月]

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

☐ 24 時間対応体制加算 [6.800 円/月]

利用者又はその家族に対して 24 時間連絡をできる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合ひと月に 1 回加算されます。

緊急訪問を行うとさらに緊急訪問看護加算が加算されます。

☐ 退院時共同指導加算 [6.000 円/月]

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に 1 回（特別な場合は 2 回）加算されます。

☐ 特別指導管理加算 [2.000 円]

退院後、特別な管理が必要な方（上記「特別管理加算」参照）に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

☐ 退院支援指導加算 [6.000 円]

診療により、退院日当日の訪問看護が必要であると認められ訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

☐ ターミナルケア療養費 [20.000 円]

在宅で死亡した利用者（介護予防は対象外）について、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（回）以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。（ターミナルケア後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）

☐ 長時間訪問看護加算 [5.200 円/回（週 3 回まで）]

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1 時間 30 分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が 1 時間 30 分以上となる時、1 回の訪問看護につき加算されます。

☐ 複数名訪問加算 [4.300 円]

下記のいずれかの条件を満たし、1 つの事業所から同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

①利用者の身体的理由により、1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

②暴力行為、迷惑行為等が認められる場合

③その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

□訪問看護情報提供療養費〔1.500 円/月〕

利用者様の居住する市区町村に訪問看護の状況を示す文書を添えて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に加算されます。

主に、健康教育、機能訓練、訪問指導等の保健サービスまたはホームヘルプサービス（入浴、洗濯等のサービスを含む）等の福祉サービスを有効に提供することを目的とし、市区町村が情報提供を求めているものです。

□緊急訪問看護加算〔月 14 日目まで：2.650 円/回 月 15 日目以降 2.000 円 〕

利用者又は家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った時に 1 日に 1 回加算されます。

□訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）〔 780 円/月 〕

医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合に月 1 回に限り算定されます。

令和 年 月 日

（事業者） アイリスフレール株式会社
（事業所） 訪問看護ステーションこころ千川
（事業主） 大山 幸成

私（利用者及びその家族）は、訪問看護サービスの料金表と加算の同意書を受領し、説明を受け、必要に応じ加算することに同意します。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人及び立会人

住所 _____

氏名 _____ 印